

家庭教育支援の推進について

1. 教育基本法の規定

◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）（※改正教育基本法（H18）において新設された条文）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

2. 家庭教育・家庭教育支援の位置づけ

○**家庭教育**とは、父母等の保護者の自主的な判断に基づいて子に行われ、あらゆる教育の基盤となるもの。

例えば、保護者が子の発達に応じて

- ・基本的な生活習慣（早寝早起き、挨拶など）
- ・他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観
- ・社会的マナーなどを身に付けさせること。

○**家庭教育支援**とは、保護者が家庭教育を行う上で必要となる学びを支援するために、各自治体において保護者に対し、学習機会や情報の提供等を行うもの。

※家庭教育支援に当たっては、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭（保護者）が決めるものであることに留意。

3. 文部科学省における主な取組

○ 地域の実情に応じた家庭教育支援（アウトリーチ型支援を含む）の取組（※）への財政支援

（※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等）

- 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発
- 「家庭教育支援チーム」の設置促進（文部科学大臣表彰等）
- 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和5年度予算額(案) 75百万円
(前年度予算額) 75百万円



文部科学省

背景・課題

- 子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人がいる保護者は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約20万件)のリスク増

- ①身近な地域において保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材の確保が課題となっている。

事業内容

- ① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進** [66百万]
地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供等を実施。 → R5 : **1,000チーム**
- ② **個別の支援が必要な家庭への対応強化**
 - ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。 [7百万] → R5 : **100チーム**
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。 [2百万] → R5 : **129チーム**

- 事業開始：平成27年度～

<家庭教育支援チーム>

学校・教育委員会と連携しつつ、地域の多様な人材(※)を活用して実施

※元教員、社会教育関係者、子育て経験者等

児童福祉法に基づく対応

<子育て家庭>

学びの場や情報の提供等

家庭教育・子育てに関心がある家庭

アウトリーチ型支援

個別の支援が必要な家庭

福祉的な対応が必要な家庭

アウトプット(活動目標)

- ・家庭教育支援チームを1,000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム(成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R3:29.9%)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

「家庭教育支援チーム」の活動事例（令和3年度文部科学大臣表彰受賞活動より）

西会津町家庭教育支援チーム「こころのオアシス」（福島県）

【活動開始時期】 2017年9月

【構成員】 2人（元教員、元看護師）

【目的】

- ・子育てに悩む保護者が不安を抱えたまま孤立しないよう、相談に丁寧に対応し、関係機関と連携しながら支援する。
- ・家庭の教育力の向上のために、子育てに関する講座や親子参加のイベントを通して、保護者目線の学習機会の提供をする。 等

【主な活動】

- 家庭教育相談室「こころのオアシス」
小学校内に相談室を設置し、保護者や児童・生徒、地域の方の相談に応じ、関係機関と連携しながら相談者の不安解消や継続的な支援につなげる。
- 保護者への学習機会の提供
家庭教育講座や小学校見学ツアーを開催する。
- 企業訪問
多忙な保護者の就労先で、子育てに役立つ出前講座の開催や相談室のPRを行う。



【効果】

- ・保護者が立ち寄りやすい地域に根差した相談室として定着しつつあり、相談室が情報共有の場となることで、関係者同士の連携が円滑になっている。
- ・学校生活でつまづきがちな子供の居場所としても活用されている。 等

橋本市家庭教育支援チーム「ヘスティア」（和歌山県）

【活動開始時期】 2008年4月

【構成員】 33人（県教育委員、元小学校講師、民生・児童委員、子育て経験者 等）

【目的】

- ・子供が自立した大人に成長できるように、保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することがないよう、学校や行政等の関係機関と連携しながら活動している。

【主な活動】

- ・4つの部に分かれて活動しており、チーム員がそれぞれの得意分野を活かしている。

■ 就学時健診時ワークショップ

市内のほぼ全ての小学校の就学時健康診断の場に出向き、保護者のつながりづくりや不安解消を目的としたワークショップを開催。

■ 家庭訪問

保護者本人や関係機関の要望に応じ、家庭に訪問し個別に悩みを聞く。訪問した保護者が講座に参加したり、講座の参加者が家庭訪問につながるケースもあり、活動が相互に結び付いた支援となっている。

■ ブックスタート

4～5か月健康診断の際に、絵本の読み聞かせ・プレゼントを実施。子育ての早い時期から、チームと保護者がつながる機会としている。



【効果】

- ・支援家庭が、子供に対してより良い関わり方ができるようになったり、保護者が感じていた孤独感を解消したりすることができた。 等

背景・課題

- 家庭教育支援を効果的に行うため、子育て家庭の属性を踏まえたきめ細かな調査・分析が必要。
- 保護者の不安や悩みを解決できる人材の確保が課題と感じる自治体が多い中、家庭教育支援チームの設置地域に偏りがあり、チームの組織化のノウハウのない自治体もあるため、自治体・チームのノウハウの活用や民間団体との連携による対策が必要。

事業内容

家庭教育支援推進のための検討委員会の開催（直轄）

[2百万円]

社会の変化に応じた家庭教育支援について、有識者等で構成する検討委員会を設置し、効果的な支援策の検討を行う。



全国家庭教育支援研究協議会の開催（直轄）

[3百万円]

家庭教育支援に関する効果的な方策を全国に普及啓発するため、
・優良事例の紹介や、効果的な連携方策の共有
・家庭教育支援チーム、家庭教育支援員の研修・交流の場を設定

家庭教育支援推進のための調査研究の実施（委託） [15百万円]

- ① **家庭教育についての保護者へのアンケート調査**
アフターコロナ下の保護者の状況やニーズを把握するため、家庭の属性を明らかにしたうえで、きめ細かく実態を把握するアンケート調査を実施。
- ② **家庭教育支援チームの充実のための調査研究の実施**
民間による家庭教育支援の調査研究
自治体における家庭教育支援チームの多様な活動に資する仕組みの充実に向けて、全国の家庭教育支援チームのノウハウを集約・分析・整理し、民間団体との連携方策についての実証研究を実施。



- 事業開始：平成29年度～

アウトプット（活動目標）

- ・ 研究結果の共有・普及、支援員の交流の場として全国協議会を開催。
- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R3：29.9%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

文部科学省における子供の生活習慣づくりに関する取組

優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる 文部科学大臣表彰

文部科学省では、全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた活動に対して文部科学大臣表彰を行っています。

※令和4年度は51団体を表彰。（平成24年度より隔年で実施）



- 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/1330932.htm



表彰式の様子

小学生及びその保護者向けの リーフレット

基本的な生活習慣の重要性を伝え、子供と保護者が基本的な生活習慣づくりに対して興味を持つきっかけをつくり、生活習慣づくりへの意識を高め、一緒になって取り組んでもらうことを目的としたリーフレットを作成しました。



中学生・高校生等向け普及啓発資料 及び指導者用資料

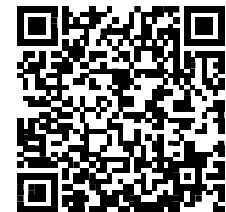
生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する普及啓発を進めるため、科学的知見を踏まえた普及啓発資料及び指導者用資料を作成しました。



<中学生・高校生等向け>



<指導者用>



「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する主な事業

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラム

○基調講演や事例発表、トークセッション等を通して、「早寝早起き朝ごはん」についての関心や理解を深めることを目的に実施。



事例発表の様子

「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊

○全国の学校や地域の行事に参加し、基本的な生活習慣づくりの大切さを伝える劇やクイズを実施し、普及・啓発。



キャラバンの様子

教材等の作成・配布

○幼児期から規則正しい生活習慣について楽しみながら理解し、実践してもらうことを目的に絵本を作成・配布。



幼児期向けの絵本

文部科学省

優れた活動に対する文部科学大臣表彰

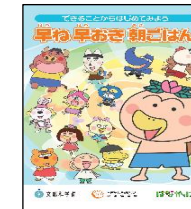
○全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」に関する取組の中で、優れた活動を文部科学大臣表彰。
(平成24年度より隔年で実施。令和4年度は51の優れた活動を表彰。)



表彰式の様子（平成30年度）

普及啓発資料の作成

○基本的な生活習慣の重要性を伝えるため、子供や保護者・企業向けの資料を作成し、文科省HPで公表。



＜小学生・保護者向け＞



＜中・高校生等向け＞

独立行政法人国立青少年教育振興機構

「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業

○地域一丸となった生活習慣の重要性を伝える取組を推進するための機運を醸成し、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設。
(令和3年度は3か所で実施)



小学生による発表の様子

「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

○中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、推進校（中学校）を選定し、効果的な手法等を開発し、調査研究を実施。
(令和3年度は10校で実施)



生活習慣づくり授業の様子

○「家庭教育支援チーム」の手引書 (平成30年11月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1410457.htm



○「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰 (表彰活動)
※平成29年度より隔年で実施。次回は令和5年度に実施予定
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1401995.htm



○訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き (平成28年3月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_02.pdf



○児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～
(令和元年8月文部科学省 (令和4年11月一部改訂))
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm



○体罰等によらない子育てのために (令和3年厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>

